徴収事務の共同処理

徴収事務を共同処理する組織数 42 (一部事務組合21、広域連合6、任意組織(※1)15) 令和5年7月現在

構成	市町村のみで構成	道府県と市町村で構成		
業務	徴収業務(滞納整理の実施、職員に対する研修など)		課税に関する業務	
	個人住民税(個人道府県民税を含む)、固定資産税など市町村税(※2)		道府県税	(申告の受付など)
類型	26組織 (広域連合3、一部事務組合21、任意組織2) ○ 個人住民税を中心として市町村税の滞 納案件を移管し、滞納処分まで移管先の 組織において実施。 茨城租税債権管理機構 愛媛地方税滞納整理機構 など	道府県税まで移管す 〇 任意組織では、県 滞納処分まで行う場 の名において実施。 2組織 (広域連合2) 〇 徴収業務のほか、 京都地方税機構(法	案件のみ移管する組織と	カ車関係税申告書等データ化)

- ※1 「任意組織」とは、広域連合・一部事務組合以外で、組織名を掲げ、各地方団体の職員間で併任等を発令して共同で滞納整理に取り組む組織をいう。
- ※2 国民健康保険法の規定に基づく国民健康保険料等に係る滞納事案について、共同徴収の対象としている組織もある。
- ※3 地方税法及び関係法令に基づき算定された税額であるかどうかを点検、確認するものであり、税額の決定は課税主体である地方団体が実施。